

平成 31 年 1 月 18 日

学校法人 中京法律学園
中京法律専門学校
学校長 大池 暉彦

平成 30 年度 自己評価について

平成 19 年学校教育法及同法施行規則の改正により専修学校での「自己評価の実施と評価結果の公表」が義務化されました。

本校におきましても文部科学省による「専修学校における学校評価ガイドライン」に基づき、自己評価を行い、本校の現状を評価し、課題・改善方策を検討いたしました。今後とも改善すべきことに取り組みながら、健全な学校運営と充実した教育を行ってまいります。

つきましては平成 30 年度に実施いたしました評価結果をまとめたものを公表いたします。

平成 30 年度自己評価の結果について

1) 教育理念・目的・人材育成像

<教育理念・目的・人材育成像>

本校は、中京地区に法律教育機関がないことを遺憾として創立され、低学費で広く法律を学ぶ機会を提供するという建学の精神を教育の理念としている。

教育目的は、学則 3 条に規定してある。「本校は、教育基本法の本質に則り、学校教育法に従い、法学並びに法学実務を習得させ、併せて人格の陶冶と教養の向上を図ることを目的とする。」

そうした目的に従い本校は、「これから」の学びに意欲あるものに広く門戸を開いており、法学教育により「リーガルマインド」を養い、社会を生きていくための知力を身に付けた人材育成に努めている。

具体的には、社会で活躍できる次の人材を育成することを目指している。

- ・ 専門的な法律知識をいかして社会貢献する「法律専門家」
- ・ 政策法務・企業法務の視点から職務に従事する「公務員」「企業人」
- ・ 基礎的な法律知識に基づいて判断し行動する「市民」

教育理念・目的・人材育成像は、学校内部では学生便覧に掲載しており、外部に向けては学校ホームページ・募集要項などを通して周知徹底を図っております。今後も継続して、学内外において浸透させていくよう実施してまいります。

2) 学校運営

事務局において単年度の事業計画が定められ、理事会・評議員会を実施し、議事録が作成されています。そして規則・規定等で明確にされた意思決定システムにより運営がされています。教職員が適切に配置され、人材採用は必要に応じて行い、採用基準・手続が明確にされています。また給与支払い等に関する基準・規定が作成され、人事考課が行われ、理事会の決議により昇給が決定されています。今後は中長期計画を明確に策定し、運営方針・事業計画を文書化していくことで、改善を行ってまいります。

3) 教育活動

法律科（4年課程）、実務法律科（2年課程）、行政教養科（1年課程）を設置し、修了に係る授業時間数・単位数が明示されており、教育課程の編成が規定されています。カリキュラムの編成については、毎年度検討をし、教育課程の見直しは部分的に改定を行っています。

＜成績評価・単位認定＞ 学生便覧・受講の手引きにおいて学生に明示しており、各科目により成績が評価され、単位の認定が行われています。平成30年度より各教員の裁量となっていた単位認定における授業出席状況について、学内規定を設けました。今後は成績評価における講師の裁量において不合理性がないかをチェックする体制を構築し、GPAによる客観的評価を実施できるよう改善を行ってまいります。

＜資格・検定試験 指導体制＞ 認定科目として講座が開講されているほか、夏期休暇を利用した資格取得講座も開講され、指導体制が整備されています。

＜教員・教員組織＞ 求める能力・資質等を明確にしており、必要な資格等を明示し、確認しています。個別対応にとどまらず、組織的対応ができるように図っていきます。

＜授業評価＞ 毎年学生による授業評価アンケートを実施し、各講師にフィードバックしています。今後は学校側による明確な基準を構築し、さらに授業評価を生かした授業を実施できるように努めます。

4) 学修成果

＜就職率＞ 希望の就職（進路）先に決定できるよう就職セミナーの開催や外部講師による対策講座を行っています。進路決定状況に関しては、「卒業後進路予定報告書」を提出してもらい、文部科学省の規定に沿った就職率を算出しています。

＜資格・検定合格率＞ 通常講義で各対策講座を開講しているほか、夏季集中講座を開講しています。資格・検定が個人で申し込めるものが多いため、すべての合格率が把握できていないことが課題として挙げられます。また担当講師との打ち合わせ頻度を増やすことにより指導方法の改善を計り、資格取得率・合格率の向上を目指します。

＜退学率＞ 退学時に担任と面談を行い、退学理由を調査し、今後の退学防止に努めています。今後も学生の出欠状況を確認しながら、教職員が一体となって、退学につながる要因の対応をしていきます。

＜卒業生の社会的評価＞ 卒業後に本校へ連絡・訪問がある人については確認できて

いるものの、各卒業生の就職先等への訪問などは行っておらず、全体として実態を把握できておりません。卒業生への支援体制とともに今後の検討項目といたします。

5) 学生支援

＜進路・就職に関する指導体制＞ 担任制をしき、1年次より進路を含めた全般的な面談を行っています。また、進路指導担当教員、各進路分野（公務員・大学編入学・法科大学院）試験対策担当教員を決め、指導にあたっています。外部講師(キャリアカウンセラー)による講座を設置し、講座終了後には、毎回希望者に対するキャリアカウンセリングを行っています。今後はさらに学内で連携体制を整え、組織的に指導を行っていきけるよう努めていきます。

＜学生相談に関する体制＞ 担任や教職員で学生生活に関する相談を行っています（専任のカウンセラーは配置されていません）。相談の記録、教職員間の情報共有が十分とは言えないところもあり、改善を図っていきます。

＜学生の経済的側面に対する支援体制＞ 授業料減免がある奨学金制度を設置しているほか、学費の支払いを最大10分割できる分納制度があり、支援体制が整えられています。学費分納者で滞納をしてしまうものがあることが課題でしたが、平成31年度より学費分納者は口座振替による納入を義務化することにより改善を図ります。

＜学生の健康管理に対する組織体制＞ 学校保健計画を定め、学校医を選任しています。定期健康診断を実施し、記録を保持しています。専門員の配置はできていませんが、保健室があり、適宜職員が対応しています。平成30年度より「学校敷地内全面禁煙」を実施し、受動喫煙の防止、喫煙習慣を身に付けさせない環境づくりに取り組んでいます。

＜保護者との連携＞ 保護者への連絡事項は、主に郵送にて行っており、必要に応じて個別に電話連絡を行っています。保護者から希望があった場合は、来校していただき、担当教員と面談を行っています。今後は保護者との連携方針を明確に規定し、教職員でさらに情報共有ができるように図ります。

＜卒業生への支援体制＞ 卒業後にも在籍できる研究生制度を設置しており、就職未決定者・資格/各種試験浪人者に対するサポートを行っています。卒業後の離職状況などの把握ができていない面があり、卒後サポートに関する方針を定めていく必要があります。

6) 教育環境

施設・設備等は耐震建築物として設置基準・関係法令に適合しており、消防設備等の整備及び保守点検は法令に基づき行い、改善が必要な場合は適切に対応しています。また、図書室・自習室・パソコン室など学習支援のための施設や機器類が整っています。ただし、バリアフリー化には取り組めておりません。

学外実習・インターンシップについては、進路先が多岐にわたることから積極的に取り組めていない現状であり、今後方針を検討していく必要があります。

7) 学生の募集と受入れ

<学生募集活動の適正> 毎年学校案内・募集要項を製作、出稿広告は予算計画を作成し、それに基づいた広告・宣伝を行っております。またオープンキャンパス・体験入学・入学相談会を毎月行い、入学志願者に本校を理解してもらう活動を行っております。入学時期に照らし、適切な時期に願書の受付を開始し、愛知県専修学校各種学校連合会による自主運用基準に沿った募集活動を行っております。

近年入学志願者が増えており、中長期的に各科の入学定員数の適正化、入学選考方法の見直しを検討していきます。

<学生納付金の適正> 学生納付金は他校に比べ安価な設定になっており、徴収する金額はすべて学生募集要項等に明記しており、入学辞退者に対する授業料の返還取扱いについても、規定に基づき行っております。

8) 財務

事業活動収支計算書の当年度収支差額がプラスであり、負債もありません。

最近3年間の収支状況・財産目録・貸借対照表の数値による財務分析については、ある一定期間に実施するよう計画をします。

会計監査は、私立学校法及び寄付行為に基づき、適切に監査を実施し、監査報告書を作成し、理事会・評議員会で報告しております。

財務公開規定を整備し、適切に運用しており、財務帳票・事業報告書を作成しています。これらの情報をホームページに開示できるよう準備を進めます。

9) 法令等の遵守

関係法令及び設置基準等に基づき学校運営を行い、必要な届出等を適切に行っております。また学校運営に必要な規則・規定等を整備し、適切に運用しています。ハラスメント防止に関しては、平成29年度より「ハラスメント防止啓発に関する規程・ガイドライン」を施行し、取り組みを行っております。個人情報保護に関しては取扱方針・規定を明確に定め、適切に運用するようにいたします。

10) 社会貢献・地域貢献

地域貢献として、学校施設・設備等を地域・関連業界等に開放する機会を設けております。平成29年度より旭丘学区防災安心まちづくり委員会と大規模災害時における地域協定を締結しました。

学生によるボランティア活動については学校として積極的に奨励しておらず、実績がないため、今後の検討事項といたします。

以上